

豊山町 通所型サービス

サービス種別	現行の通所介護相当	短期集中予防サービス	元気はつらつサロン
実施事業所(主体)	従来の通所介護事業所 (みなし指定)	豊山町社会福祉協議会	豊山町社会福祉協議会
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者、チェックリストによる 事業対象者、一般高齢者	要支援者、チェックリストによる 事業対象者、一般高齢者
必要なケアプラン	従来と同様のケアプラン	簡易なケアプラン	簡易なケアプラン
提供するサービス	レクリエーション、機能訓練、 入浴、送迎 ※個別サービス計画により実施	運動機能訓練、茶話会、月1 回作業療法士による個別指導 及び集団指導、送迎	体操、レクリエーション、認知症 予防、茶話などの活動、送迎なし
サービスの提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1～2日、利用者の状態により 利用時間は異なる	週1回 2時間30分	週1回 サロンを開催予定(開催 開始時期が決まり次第ご連絡し ます)
事業所の指定／委託／補助	事業所指定	委託	委託
サービスを提供する場所	運営法人が所有または賃貸する 施設で各種法令に合致する もの	社会福祉協議会	社会福祉協議会
基本報酬額	週1回 1,655月単位 (事業対象者・要支援1・2) 週2回以上 月3,393単位(要支援2のみ) ※既存の介護予防通所介護と 同額の報酬 ※加算体系も、既存の介護予 防通所介護と同じ	—	—
利用者負担	1割～3割の負担	無料	お茶代などの参加料
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由	—	—
限度額管理の有無	限度額管理あり 要支援2 : 10,473単位 要支援1及び事業対象者 : 5,003単位	—	—
備考	要支援2の方で週1回の利用 をする方は町独自のサービス コードを使用します。	—	—

住民主体サロン
住民
要支援者、チェックリスト による事業対象者、一般 高齢者
セルフプラン(介護予防手 帳)
体操、レクリエーション、認 知症予防、茶話などの活 動、送迎なし
月1回以上(サロン毎に よって異なります)
補助
供用施設、公民館など
—
お茶代などの参加料
社会福祉協議会へ請求
—